

(仮称)河合町まちづくり基本条例(案)に係る意見等と考え方

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
1	全般		まちづくり基本条例という名称がどうしても都市計画法のイメージが強いので、住民自治基本条例という名称に変更していただきたい。	1	
2	全般		最初のほうで最高規範であるということを明記したほうがよいではありませんか。	1	
3	全般		丁寧語の条例にした意図は何ですか。	1	
4	全般		基本条例の中で町民が参画していくための手法とか組織は、まちづくり協議会で議論していくという理解でいいのですか。	1	
5	全般		逐条解説に町民、議会、町というふうな三権分立的な図を入れたらどうか。 また、住民への周知のためにパンフレットとかも作ったほうがいい。 全体的に条文の言い回しが長すぎる。もっと端的に簡単に表現すべきではないか。	1	
6	全般		今日の意見を審議会に諮った結果について、公表前に再度議会に回答していただきたい。	1	
7	全般		回答を事前にもらえたら、俺こんなこと言うてへんやんかとかあるかもしれん。だから、公表する前に回答をいただけるならば、こういう場を持っていただきたいと思います。	1	
8	全般		この条例で何を具体的にすすめていくのか	1	
9	全般		理念だけでは未来が見えない。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
10	全般		住民参加を促すことの具体策を示してほしい	1	
11	全般		町民に責任を押しつけることになりませんか？	1	
12	全般		町に必要なから条例にしたのでは？ 前文にしか「らしさ」がないのはおかしくないですか。	1	
13	全般		弱者に対する文言を入れてほしい。 障がい者条文を	1	
14	条例案	前文	条例制定の背景がよくわかりました。全国的な課題となっている少子高齢化や財政難等に市町村としても対応が必要であり、それを具体化し新たなまちづくりのあり方を考える契機となりました。 前文にある「町民による住民自治と町議会・行政による団体自治とが有機的に連携し…」とありますが、有機的な連携とは何かが重要と考えています。例えば、登下校の見守り活動であれば、ボランティア、保護者やPTA等が主体ですが、行政としては、月二回の立哨やボランティア保険加入費用負担等をしています。 そのような役割分担が、今後ますます重要になってくると考えます。そこで、役割分担をどのように行うのか（中心になる主体が調整する、当事者間で話し合う、ワークショップのような場で話し合う等）が課題になると考えます。 今後は、有機的な連携のあり方を具体的に検討していく必要があるのではないかと考えました。	1	
15	条例案	前文	「大和川の水運を利用した産業」は、何時の時代のどのような産業なのか、もう少し説明してほしい。	1	
16	条例案	前文	「安心安全」と第6条2他の安全、安心とは意味合いが異なるのか。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
17	条例案	第2条(用語の 定義) 第1号	町民の定義で、「町内に居住する者」、「町内で働く者」、 全て漢字になっているが、ひらがなの「もの」は個人、法 人、団体を含み、漢字の「者」は個人だけを含むと学んで きました。 「町内で事業活動、その他の活動を行う者」には、法人 も含んでいると思うので、ひらがなと漢字の使い分けが 必要ではないですか。	1	
18	逐条解説 書案	第2条(用語の 定義) 第1号	附記では、ふるさと納税の寄附者を入れているが、こ こまで書くのであれば、例えば町外在住で町内に固定資 産を持ち、固定資産税を納付している人も明記すべきで はないですか。	1	
19	条例案	第2条(用語の 定義) 第1号	町民には外国人を含むと解釈していいのですか。 また、例えば町外の方が町内のクラブ活動で河合町の 施設等を利用されている場合は町民に含まれますか。	1	
20	条例案	第2条(用語の 定義) 第1号	町民の定義としては関心のある者も含めるが、町民投 票等については除外することが明記されているため対 象外とすることでよろしいのでしょうか。	1	
21	条例案	第3条(町民の 権利) 第1号	第1号中、「子どもから高齢者まで」の表現は要らない んじゃないですか。逐条解説書でも「町民一人ひとりの」 と書いているのに、なぜあえて「子どもから高齢者」との 使い方をしているのか、読んでいてちょっと違和感があ りました。	1	
22	条例案	第3条(町民の 権利) 第2号	第2号の「公正で自立した」、この自立したってどんな 意味(意図)ですか。	1	
23	条例案	第6条(町民の 役割と責務) 第1項	第6条第1項の文言に、「お互いに尊重し合う」という文 言を入れてもらえたらよりいいかなと思います。「自ら の行動と発言に責任を持ち」、そこに「お互いに尊重し、 積極的にまちづくりに参加し」と、そのような文言があっ たほうがよりいいのかなと思います。	1	
24	条例案	第6条(町民の 役割と責務) 第4項	第6条4項、「町民は行政サービスに伴う必要な負担を するものとします」の文言を入れた意図を教えてください。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
25	条例案	第7条(子どもの権利)	第7条、「子どもの権利」というタイトル、ほかの自治体では「18歳未満の町民のまちづくりに参画する権利」というタイトルのところがあります。子どもの権利よりもそっちのほうがいいのかなと思います。	1	
26	逐条解説書案	第7条(子どもの権利)	「健やかに育つ(子育てができる)」を河合愛AI構想の子育ち・子育てという視点から「子育ち・子育てができる」に変更できないか。	1	
27	条例案	第9条(情報の公開と共有)第1項	第9条第1項、「原則として公開しなければならない」の例外規定とは何ですか。他の法令等により制限されている場合は原則として公開しなくてもいいというのであれば、「法令等により制限される場合は除いて」等の表現があります。「原則として」だけではどういう場合が公開しなくてもいいのかわかりません。	1	
28	条例案	第9条(情報の公開と共有)第2項	第9条第2項、「努めるものとします」という表現になっているんですが、情報の管理というのは特に大事なことであるため努力義務では困るんです。だから、情報の提供も任意とか、そういったことでは困るので、義務規定の表現に変えてください。「しなければならない」というふうな形で。	1	
29	条例案	第9条(情報の公開と共有)第3項	第9条第3項、「提供するものとします」ではなく、これもあくまで提供を努力するような表現になっているので、任意ではないので、提供しないときもあるのかなとこの表現だけでは思われるので、「しなければならない」というふうに変えていただきたい。	1	
30	条例案	第9条(情報の公開と共有)第4項	第9条第4項、「努めるものとします」。努力義務じゃない。「努めなければならない」というふうな表現に変えてください。	1	
31	条例案	第9条(情報の公開と共有)	第9条、情報の提供については「努めるものとする」になっていますが、現在、広報紙は自治会に入っていない人には基本的には配布されません。情報を一番集約するのが広報紙と思いますが、それが必ずしも全町民に行き渡らない現状と条例の規定をどう理解したらいいですか。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
32	条例案	第9条(情報の公開と共有)	9条第3項で規定することにより、広報紙を全住民に配ることの保障になります。配布方法については、今後もっと厳しく検討しないといけないと思います。	1	
33	条例案	第10条(個人情報保護)	個人情報の取扱いは、条例の規定を適切に解釈して運用することが大事と思いますが、情報を関係者間で共有するような注意事項とかの文言がないんですが、あえて、個人情報保護条例があるから省いたのか教えてください。	1	
34	条例案	第10条(個人情報保護) 第2項	第10条第2項 個人情報を提供する際、本人の同意を取るのか。	1	
35	条例案	第10条(個人情報保護) 第2項	第10条個人情報保護について、マイナンバーカードに対してNo等の取り扱いと災害時支援との連携等、どんなイメージを持っているのか。	1	
36	条例案	第10条(個人情報保護) 第2項	第10条個人情報保護 具体的に災害時の支援団体等とのイメージ等わかるようにお示ししては？	1	
37	条例案	第5章(参画と協働のまちづくり)	第5章、参画と協働のまちづくりのタイトルに参加という言葉が入っていないのは何か意味がありますか	1	
38	条例案	第14条(審議会等への参加) 第1項	第14条第1項、「町は重要な条例の制定」となっていますが、重要でない条例ってどんな条例ですか。一般的に重要だから条例をつくるのであって、重要でないなら条例を作る必要がないのではありませんか。 この「重要な」という文言を削除して、単に「町は条例の制定及び改変及び計画の策定」という文面にしてください。	1	
39	条例案	第15条(町民公益活動) 第3項	第15条の第3項で「必要な措置を講ずるよう努めるもの」というふうに書かれています。逐条解説のほう見ても、第3項で、主体性を尊重し、活動に応じて支援策を講じることを定めています。この「必要な措置を講ずる」とはどんな措置なのか。また、逐条解説の「支援策」とはどんな支援策か、具体的に書いていただきたい、表記していただきたい。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
40	条例案	第15条(町民公益活動) 第3項	第15条の3項については、逐条の説明では「支援策を講じることを定めています」となっています。もうこれ「講ずるよう努めるものとします」じゃなくて「講じるものとする」にしてはどうかと思います。	1	
41	逐条解説書案	第15条(町民公益活動) 【附記】	第15条【附記】の最下段「非営利性」は営利性ではないのか。	1	
42	条例案	第17条(住民自治の原則)	第17条、1項、2項、全部「努めるものとします」ですが、これをできたら強い義務規定に変更していただきたい。 その理由は、第6条の町民の役割と責務というところで「努めなければならない」と規定されているので、ちょっと整合性が取れていないのかなという感じを受けました。	1	
43	条例案	第17条(住民自治の原則) 第3項	17条第3項で「必要な措置を講じることができる」としていますが、必要な措置を講じない場合はどんな場合を想定されているのか。想定されている場合を逐条解説に表記していただきたい。 例えば営利企業とか特定の宗派とかいろいろあるかと思うんですけども、そういったところを書いていただきたい。	1	
44	条例案	第18条(まちづくり協議会)	まちづくり協議会は「必要な事項は別に定める」とは、町長が定めるということでもいいのか。ほかの項目のところで明記しているところもあります。	1	
45	逐条解説書案	第18条(まちづくり協議会)	この協議会というのは、小学校区域ということは2つということになりますが、かなり広い範囲のものとして考えているのか、権限等は別に定めるのか、予算等はどうなるのか、イメージを教えてください。	1	
46	条例案	第18条(まちづくり協議会) 第4項	第18条第4項で「別に定めるもの」と書かれています。恐らくこれ何か、要項とか規則で決めようと思っておられるかもしれませんが、まちづくり基本条例をつくるのであれば、別に定めるというやつも条例で作成してください。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
47	条例案	第18条(まちづくり協議会) 第4項	「まちづくり協議会」は具体的な活動を行う上で重要な団体である。 第18条第4項では別に定めるとなっているが、条例制定と同時期に制定されるのか。	1	
48	条例案	第19条(大字及び自治会等)	大字及び自治会の現状と今後の課題として、若い人とかで加入したくない人もおられる一方で、高齢者のほうも1人になったりとかで役もできないから逆に抜けるというふうなケースも出てきているし、増える可能性もある。 そういう状況を認識したうえで、大字、自治会に対する期待や役割について考えなければいけないと思う。	1	
49	条例案	第7章(生涯学習及び文化のまちづくり)	第7章、生涯学習及び文化のまちづくりという規定はあまり見たことがありません。 社協とか教育大綱の中に本来含めていくべきもので、あえてこの条例の中に入れないといけないのか疑問です。	1	
50	条例案	第21条(文化のまちづくり)	文化の町であるが、歴史的な研究をする人材(町職員、ボランティア)はいるのか？	1	
51	条例案	第22条(町議会の役割と責務) 第1項 第23条(町議会議員の役割と責務) 第1項	信託という言葉はあまり我々使っていない。議会の場合は町民の負託という言葉が妥当だと思います。	1	
52	条例案	第22条(町議会の役割と責務) 第1項	議員が町政の間違いを行政に指摘することをもっと強く書いてください。	1	
53	条例案	第22条(町議会の役割と責務) 第2項	河合愛AI構想は26条の最上位計画では、それなら22条に基づき議会の議決が必要です。	1	
54	条例案	第22条(町議会の役割と責務) 第3項	「認定等」の等は、議会基本条例を踏まえてのことか。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
55	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第5号	開かれた議会運営ということで、例えば河合町の議会というのはこういう段階にあるとかレベルにあるとか、一定の最高規範としてそういう評価できるような意味合いを準備しているようなものなのか、それともこれは、単に呼びかけで、そのことは議会独自で基本条例に基づいて考えなさいよというような、そういう意味合いなのか確認したい。	1	
56	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第6項	討論というのは特定のお互いの意見を戦わしていることを意味して、我々がよく使う討議は、意見を交わすだけでなく、いろいろな検討を重ねていくことで最終的に何かしらの結論や決議に結びつけようというふうな意味合いがあるんです。だから、ここは「討論」じゃなくて「討議」という表現のほうが適切かなと考えます。	1	
57	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第6項	「町議会の会議は討論を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します」。理解はしているんですが、一番大事なことは議決までに至った意思決定や過程を、その妥当性を住民に知らせるのが議会の責務と考えますが、そのような文言がありません。 この点ちょっと審議会でどのように話し合われたのか教えてください。	1	
58	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第7項	町民から議員に意見を言う機会がありません、議員がもっと町民に声をかけてほしい	1	
59	条例案	第23条(町議会議員の役割と責務)第2項	選挙の時の公約をもっとフォローするようにさせてください。	1	
60	条例案	第24条(執行機関の役割と責務)見出し	町長ではなく「執行機関」としている理由は何か。また、第8章に執行機関とあるが、用語の定義では執行機関は町長だけではなく意味合いがわかりにくい。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
61	条例案	第9章(町政運営)	第9章、町政運営に「財産管理」と「行政組織」を入れていただきたい。	1	
62	条例案	第9章(町政運営)	「町政」の定義がなく、意味合いがわかりにくい。	1	
63	条例案	第9章(町政運営)	第9章に「行政組織」の条文を入れない理由は何か。	1	
64	逐条解説書案	第26条(総合計画)	意見1 逐条解説で基本構想は議会の議決は要らなくなったことや河合愛AI構想について書いていますが、臨時議会で議会基本条例の改正で、総合計画や都市計画マスタープラン等は、全部議会の議決が必要になるという条例改正を行うので、この説明は抜いたらどうですか。 意見2 7月臨時議会で、河合町議会基本条例に議決事項として総合計画が位置付けされたことを追加する必要はないのか。	2	
65	条例案	第27条(財政運営)	第27条、タイトルを「財政運営の基本方針」に改め、第1項の文中、いわゆる地方自治法の文言そのまま「最少の経費で最大の効果を上げられるよう」というふうに書いておられますけれども、この文言って今の時代もう時代遅れになってきているというか、もうみんな知っているから、あえてここはもう抜いてもいいのかなと思います。	1	
66	条例案	第27条(財政運営)	河合町にとって一番重要なのは財政運営です。 中長期的な財政見通しの作成とか、そういった計画を公表するといったような文言は検討されなかったのですか。	1	
67	条例案	第29条(法令遵守及び公益通報)	第29条第5項「公益通報に関して、必要な事項を別に定めます」。逐条解説では河合町法令遵守推進要綱というふうに書かれていますが、要綱というのはあまり法的拘束力がないので、これも基本条例の制定に伴って条例をつくっていただきたい。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
68	条例案	第30条(説明責任及び応答責任)	第30条、「説明責任及び応答責任」、これ応答責任という言葉もあり私聞いたことはありません。説明責任と応答責任を2つ条文分けてください。 応答責任は、意思形成過程の明確化というふうなタイトルもあり得るのかなと思います。ほかの自治体では意思決定の明確化の規定というふうな形でタイトルとして応答責任のこと書いているところもあります。	1	
69	逐条解説書案	第31条(広報広聴、パブリックコメント)	31条、パブリックコメントについては、令和3年9月議会でパブリックコメント手続条例制定を求める決議が、全議員賛成で採択されたにもかかわらず、説明では要項や計画等で定めるとなっています。	1	
70	条文	第32条(行政手続)	32条、行政手続の説明では、事務処理の基準、いわゆる標準処理期間のことを書いていると思うが、例えば道路占用の許可とか、申請後何日以内に処理しますとかの規定は設けられるのかどうか。また、一覧表等作るのが。	1	
71	条例案	第32条(行政手続)	「執行機関は」となっていますが、「執行機関とは町長及び含む町の行政事務を執行する機関」と定義づけされていますが、この条文では執行機関と言わずに、町長はとの表現でいいのではないかと。また、先の第24条「執行機関の役割と責務」でも、「町長の役割と責務」としたほうが分かりやすいのではないかと思います。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
72	条例案	第33条(行政評価)	意見1 第33条第2項、行政評価の結果について書いていますが、行政評価は誰がするのか、この文面からでは読み取れない。 行政評価は公平中立の立場からやっていただく必要があるので、町民及び専門知識を有する者による評価を行うとか、そういった内容を第3項を設ける等して明記していただきたい。 生駒では「市長は市民及び専門的知識を有する者による評価を行う等、常に評価方法の改善に努めなければならない」という内容を行政評価の第3項に設けています。 意見2 第33条に「町民の意見を聞く」という文言をなぜ入れないのか。	2	
73	条例案	第34条(外部監査)	第34条、外部監査では、「必要に応じて」と書かれていますが、令和2年と3年に個別外部監査の議員発議が採択されましたが、行政は全然やる気がない。 議会の議決があれば絶対やるとか、そういった文言をここに規定する必要があるんじゃないですか、また、誰が判断するのかということ、町民も提案できるのかどうかもここに書いてください、逐条解説では分かりません。 それと、この条例、ここにうたわれているにもかかわらず、もし行政がしなかった場合、どうされるのかも逐条解説にうたっていただきたい。	1	
74	条例案	第36条(町民投票)	2項「請求があり、当該条例が議決されたとき」とは、町長が条例案を提案し議決されるという意味合いで理解したらいいのか。また、3項で「別に条例で定めます」とは、2項で制定された条例を指すのか、関係を確認したいと思います。	1	
75	逐条解説書案	第36条(町民投票)	町民投票ということで、逐条解説書44ページの付記には、「河合町の住民のうち、河合町選挙人名簿に登録された者に限る」とありますが、外国人はできないという解釈でいいんですか。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
76	逐条解説 書案	第36条(町民投票)	逐条解説書第36条の【説明】で、「町民投票は、町民を二分する可能性がある等町民相互の関係性にも大きな影響があり、また実施には相当なコストを要するため、慎重に実施を検討すべきものです。」 この表現では、心理的に制限をかけて住民投票にネガティブな印象を与えているように思えます。 確かに関係性に影響を与えたり、コストが掛かったり、慎重に検討というのはわかりますが表現を変えた方が良いと思います。 難しいのならばカッコ書きで〈請求を不当に制限するものではありません・住民投票の請求は町民の権利であることは言うに及びません〉等々の制限をかけていない旨の注釈を入れるのが良いのでは？	1	
77	逐条解説 書案	第36条(町民投票)	下から3行目の「住投投票」は町民投票ではないのか。	1	
78	条例案	第11章(連携)	第11章には、これからの時代、国際交流が大事なので、国際交流及び多文化共生というふうなタイトルの何かを設ける必要が出てくるかなと考えます。	1	
79	条例案	第37条(広域連携)	地方分権以降立場はほとんど対等と思うので、37条1項に「対等な立場」という文言を入れていただきたい。	1	
80	条例案	第37条(広域連携)	福祉課題等の取り組みに関して、大学等との連携はあるのか	1	
81	逐条解説 書案	第38条(自治の最高規範)	条例には法的な上下関係はなく並列ですといいながら、このまちづくり条例を「優位性を担保しています」との表現が、ちょっと引っかかる。	1	
82	条例案	第38条(自治の最高規範)	「最高規範」は誤解をまねく表現ではないですか？ 先ほどの回答でもわかりづらいです。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
83	条例案	第40条(運用)	40条で、条例が実際町の中で生きているかどうかをチェックする役割として基本条例推進委員会というのをつくるとなっていますが、どれぐらいのサイクルを想定しているのか。また、チェックし評価するための基準はどうなっているのか。	1	
84	条例案	第40条(運用)	この条例を、町職員が全員把握して、町民と接することができるかが非常に大きな問題としてあると思います。内容の理解度を上げるための方策はしっかりと時間をかけてやらないと、町民への説明もできないし、実際に運用していくことができないと思います。	1	
85	条例案	第40条(運用)	基本条例は、つくった後の活用が重要。進捗管理はど こがするのか。	1	
86	条例案	第40条(運用)	議会での進捗等は説明責任として、どのように情報発信されるのか。	1	
87	条例案	第40条(運用)	進捗状況を定期的に開示してほしい。	1	
88	その他		条例案の文面はほとんどが精神論で河合町の今後に向けた「具体的な目標」が表現されていないため条例の実効性が期待できません、	1	
89	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 1. 将来目標のなかで「経済」「住民モラル」「町 職員モラル」をはっきり示すことを規程する。	1	
90	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 2. 河合町の経済の立て直しのために、財政健全化を果たすための道筋とタイムスケジュールをはっきり示す。 基本となる税収の確保に資する産業(河合町が自ら積極的に推進できる産業)を定め、町として支援するルール作りが必要。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
91	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 3, 住民の義務、モラルを条例に盛り込むことは反対ではないが、精神論を条例に盛り込むことの実効性は疑問。むしろ、新しい産業創設への協力要請と、協力者へのプレミアム創設のほうが現実的。	1	
92	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 4, 町職員のモラル向上、資質向上 町職員の「自発的行動」に必要な行動指針を明確にする。(義務と報奨制度の創設) 町職員の研修制度、勤務査定制度、住民からの評価制度の検討(将来) 職員の行動のスピード不足の解消、住民サービス精神の欠如解消。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
93	その他		【2】具体的な方向性の提案 1. 経済の基本への提案 税収対策として既存の企業を誘致することに目が向きがちですが、規模の大きなお店とか、工場を誘致することは、敷地、交通の利便性等を考えて、企業に魅力を感じさせるポイントは河合町にはほとんどありません。 一方、河合町の欠点とされている“高齢化”(但し健康寿命は長い)は、これを欠点と考えず、むしろ高齢者にも快適な生活チャンスを提供する新しい高齢者ユートピアを創設する!といった逆転発想が出来る“下地“と考えることができます。 この状況化で河合町の独自の新しい産業振興として最優先でき、また現実的に実施可能な産業は「農業」です。 農業のインフラは新しく構築するまでもなく凡そ整っています。整備は必要ですが、積極的な目標と後押しさえあれば、また目標期日を十分長く設定すれば、一番実現可能な産業です。 主な作物を何にするかは、長期的な視点で選定する必要があります、またこの産業を賄う人手を、どうやって揃えるかも大きな施策の一つです。これも河合町行政の支援のありかたとタイムスケジュールで次第で集めることができるでしょう。 今、世界は食料問題が非常に重要でかつ早急に解決策が必要とされています(今後ますます重要性が増すことでしょう)農業は将来非常に重要な産業としてクローズアップされてきます。 すでに若者の中でこの農業という道に目標を定め、行動開始している者がかなりいるようです。 農業の技術革新も進んできております、今後政府ももっと新技術への支援策が充実されるはずだと私は思っております。 この時代を先取りした支援策と具体的なサクセスプランに取り組むことを掲げ、河合町の将来と位置づけたうえで、この趣旨を盛り込んだ条例とすべきです。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
94	その他		【2】具体的な方向性の提案 2. 町職員の研修制度、勤務評価制度の導入 管理職研修、新入職員研修、による活性化と積極的な民間会社経験者の積極的な採用。 町職員の資質向上は何より必要な要件です、これの不足が現状の町政の不活性状況を生んだ根源ではないかと感じています。民間の活力導入ないし、これに準じた活性化策も必要です。 町職員の中だけでいたら世間の動きに疎くなっているはずです。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
95	その他		【2】具体的な方向性の提案 3. 河合町住民に期待する自主的な行動の足並みの揃え方 河合町を挙げて将来の河合町の目標にまい進するには町民全てが趣旨に賛同し、それぞれの立場で協力できるようなコンセンサス作りが必要です。 農業を合言葉にするうえで、将来の河合町における農業の経済的な芯になる作物の設定が重要です。 この作物の一つとして提案があります。 作物案を考えるのに、スローガンとして「健康寿命日本一の町作り」はいかがでしょう。 このスローガンを実現するための作物！というのが最も町民をその気にさせ得ると考えます。 シンボリックな作物には、健康を助ける、サプリメント食品が考えられます。ただベースに日常的に食する食事としてメインになる作物も当然必要です、この議論は別途考えると思います。 私は今、通称「十薬」一般名称は「どくだみ」を栽培して、自分でドクダミ茶を毎日飲んでいます。このような健康食品を生産し、町民全員が服用するという施策はいかがでしょう。 健康食品には通販でおなじみのサプリメントは高額で、全町民に常時服用を推奨するには無理があります、そこで、安価に無理なく栽培できるドクダミだけでなく、ニンニクやウコン、ブルーベリー、といった作物が考えられます。ニンニクは単に調理に使用する調味料としてだけでなく、黒ニンニクにして町民に安価に購入機会を提供する、こんな方向はいかがでしょう。 実行するための体制を築くことは何より重要かと思えます(全ての町民というのは言い過ぎですが、かなり多くの町民の協力が望まれます) このための体制づくりはまだ良いアイデアありませんが、今後推進メンバーで出し合えばと思います。 皆が“なるほど”と思ってもらえる具体的なプランがあれば可能ではないでしょうか。 農業こそが、河合町の未来を明るくする！という道筋を理解してもらえるストーリー、と具体的手段の明確化が足並みを揃え実現させるメインキーです。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
96	その他		【2】具体的な方向性の提案 4. シンボル作り 健康寿命日本一の町作り、というキャッチフレーズはこれに直結する作物を選定し、これに皆が納得してもらえることが重要です。 3. 項で2～3品目の例を挙げましたが、もう少し大勢で意見を出し合えばもっと皆をその気にさせるアイデアが出てくることでしょう。 出てきた中でシンボル作物を特定し、PRの主体にしたらいいかと思います。(〇〇の河合町！と)	1	
97	その他		【3】最後に 1, 奈良県へのプラン提示と資金援助獲得 新しい河合町に脱却するための施策であっても必要な資金と技術供与が不可欠です。 資金は当然として、新しい農業技術とその指導を受けることで、高齢者でも継続可能な生産体制づくりの方向が決められます。	1	
98	その他		【3】最後に 2. アイディアと実行作業部会 今までは農作業は高齢者には“無理”、また農業の未経験者に農業は“無理”といった風潮が強いはずですが、これを一掃するのが新しい技術です、アイデアです。 いままでの稲作を中心とした農業に加えて新しい、工業的な技術を取り入れた生産方法の取り入れこそ農業の将来の希望です。 この新しい生産方式の創出も町民、特に在来農家の知恵の大切ですが、全くの農業素人の意見やアイデアも重要です、素人？も加えた推進、作業部会のもとで。作業すべきです。 部会の構成は自発的に手を挙げた方だけでなく、色々なアイデアを持っているあまり積極的でない方もむりやり加えるのが良い方法だと思います。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
99	その他		請願が町議会で採択後、ワークショップの開催が1回、タウンミーティングが実施されなかったのは残念であったが、来年4月の条例施行に向け引き続き情報の公開をしてほしい。	1	
100	その他		町民側の条例に対する認知度は皆無と思われることから、中止になったタウンミーティング等を通じ周知が必要である。	1	
101	その他		町民の多くは、過去から色々な意見、要望等を役場に言ってきたと思われるが、「検討します」等で先に進まず、何を言っても一緒だということを耳によくする。 できない理由を言う前に、どうすればできるのかということを行動で示さない限り、条文はただの紙切れになってしまう。役場は意識改革の覚悟はあるのか、	1	
102	その他		河合町立図書館の存続と、より有効的な運営を望みます。 まほろばホールの閉館に伴い、図書館がなくなるのではないかという危機感が住民の中にあります。 第20条(生涯学習とまちづくり)で、「町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。」と規定されています。また、第3条(基本理念)では「次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまち」をつくるとあります。図書館のない町は誇れる町とはいえません。 新しい図書館になるのであれば、町民が利用しやすい場所をお願いします。また、存続が可能になったとしても、さらに魅力的な図書館にする必要があります。 未来の町の発展を担う人材の育成、持続可能なまちづくりの施策として、図書館の存続と効果的な運営を、切なる願いを持ってご提案申し上げます。	1	

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
103	その他		第20条(生涯学習とまちづくり)から、以下を提案します。 ・ 現河合町立図書館の設備改善と存続の提案 - 空調設備の改善 - 学習室へのアクセスの悪さの改善 - スペースの区分け 子育て世代から、そこで学び育つ子ども達、町内に住むすべての町民の文化及び生涯学習の支えとなるように、提案の少しでも取り入れてくだされば幸いです。	1	
104	その他		図書館は必ず残してください。 基本条例第7章(第20条、第21条)に、「町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。」とあります。 その学習する材料、場所として図書館は必要です。 まほろばホールを売却するにあたり、図書館も、となっても、場所を変えてでも図書館を存続させてください。 未来に羽ばたく子どものため、働き盛りの青年、壮年のため、そして趣味、楽しみとしてあらゆる世代の人々のために！	1	
105	その他		多くの資料を事前に参加者へ送付すべき。	1	